

入所サービス 利用料金表

〔 加算型／負担割合1割 〕

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①施設サービス費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算(6級地)が加算されます。

本利用料金表は地域加算を含まない金額を掲載しています。実際の請求額とは誤差が生じますので、予めご了承ください。

① 施設サービス費(日額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I-iii《多床室》	793 円	843 円	908 円	961 円	1,012 円
I-i《個室》	717 円	763 円	828 円	883 円	932 円

② 加算項目(□にチェックがついている項目が加算されます)

	項 目	金 額	概 要
	初期加算(Ⅰ)	60 円/日	急性期医療機関より入院 30 日以内に退院し、施設に入所した場合に算定
✓	初期加算(Ⅱ)	30 円/日	入所から 30 日間算定
✓	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜間の職員配置が基準以上の場合に算定
✓	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が基準値(40)以上の場合に算定
✓	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員のうち介護福祉士が 80%以上、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合に算定
✓	介護職員等处遇改善加算(Ⅰロ)	(1)の基本料金の合計額に対し、9.7%を乗じた金額を算定	
✓	安全対策体制加算	20 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定※入所時 1 回のみ
✓	科学的介護推進加算(Ⅱ)	60 円/月	入所者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況や服薬等の情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、必要に応じてサービス計画を見直すなど必要な情報を活用している場合に算定
	自立支援促進加算	300 円/月	医師が自立支援のための医学的評価を入所時に実施し、各職種が共同して支援計画を作成し 3 か月ごとに計画の見直しをしている場合、且つ医学的評価の結果を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、自立支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 円/回	入所日より 3 か月間集中的なリハビリを行い、且つ入所時及び月 1 回以上身体機能の評価を行って評価結果を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に算定
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200 円/回	入所日より 3 か月間集中的なリハビリを行った場合に算定
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 円/回	リハビリ専門職が適切に配置され、入所者が退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に算定
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 円/回	認知症の入所者に対し、入所日より 3 か月間集中的なリハビリを行った場合に算定 ※週 3 回上限

✓	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 円／月	リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合で、リハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて、リハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合に算定
	療養食加算	6 円／食	疾病治療の直接手段として医師の処方箋に基づく治療食を提供した場合に算定
✓	協力医療機関連携加算	50 円／月	協力医療機関が入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保、診療を行う体制を常時確保、且つ入所者の病状が急変した場合に入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合に算定
	経口移行加算	28 円／日	経管栄養を実施している入所者に対し、経口移行計画を作成してその計画に基づいた支援が行われている場合に算定 ※180 日間上限(医師の指示があれば延長可)
	経口維持加算（Ⅰ）	400 円／月	摂食機能障害を有する入所者に対し、各職種が共同して当該入所者の食事の観察及び会議等を行って経口維持計画を作成し、管理栄養士が食事の管理を実施した場合に算定
	経口維持加算（Ⅱ）	100 円／月	上記（Ⅰ）を算定し、継続的な経口摂取の支援のために当該入所者の食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合に算定
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円／月	歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上実施していること、口腔ケアについて介護職員に対し具体的な助言及び指導を行っていること、口腔に関する介護職員からの相談に応じていることの条件を満たした場合に算定
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円／月	上記（Ⅰ）に加え口腔衛生等の管理に係る計画内容等を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、口腔衛生等の管理に必要な情報を活用している場合に算定
	再入所時栄養連携加算	200 円／回	医療機関へ一時的に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等が必要となった場合に、再入所時に施設の管理栄養士と入院先の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合に算定
	退所時栄養情報連携加算	70 円／回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にある入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定 ※月 1 回のみ
	緊急時施設療養費	518 円／日	入所者が重篤な病状となり救命救急医療が必要となった場合 ※月 1 回、連続する 3 日間上限
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239 円／日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の診断を受け、施設内で治療を実施した場合に算定 ※月 1 回、連続する 7 日間上限
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円／日	医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講しており、上記（Ⅰ）の診断を近隣医療機関と連携して実施し、施設内で治療を実施した場合に算定 ※月 1 回、連続する 10 日間上限
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10 円／月	排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みを医師又は看護師が入所時に評価するとともに、3 カ月に 1 度再評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて、排泄支援に当たり情報等を活用していること、各職種が共同して排せつ支援計画を作成、3 カ月ごとに見直しをしている場合に算定
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15 円／月	上記（Ⅰ）を満たし、排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと、またはおむつの使用がなくなっている場合、若しくは尿道カテーテルが抜去された場合に算定
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20 円／月	上記（Ⅰ）を満たし、排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと、または尿道カテーテルが抜去された場合、且つおむつの使用がなくなっている場合に算定
	若年性認知症受入加算	240 円／月	若年性認知症の診断を受けた入所者に個別のニーズに応じたサービスを提供した場合に算定
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急入所が適当と医師が判断した場合に算定 ※7 日間上限

	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円／月	入所者ごとに褥瘡の発生リスクについて入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 カ月ごとに再評価を行ってその評価結果を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、褥瘡管理の実施に当たり当該情報等を活用していること、褥瘡発生リスクの高い入所者に対して各職種が共同して褥瘡ケア計画を作成、3 カ月ごとに見直しをしている場合に算定
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円／月	上記（Ⅰ）を満たし、入所時評価で褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合に算定
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140 円／回	医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者のかかりつけ医に対して入所後 1 カ月以内に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを説明し合意を得ていること、入所中に服用薬剤の変更を行った場合に多職種で当該入所者の状態を確認すること、退所時または退所後 1 カ月以内にかかりつけ医へ薬剤についての情報提供を行い、診療録に記載した場合に算定 ※退所時 1 回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70 円／回	医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている当該入所者に対して入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、多職種で当該入所者の状態を確認すること、退所時または退所後 1 カ月以内にかかりつけ医へ薬剤についての情報提供を行った場合に算定 ※退所時 1 回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240 円／回	上記（Ⅰ）イまたはロを算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって薬剤療法の適切な実施のために必要な情報を活用している場合に算定 ※退所時 1 回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100 円／回	上記（Ⅱ）を算定し、退所時に処方されている内服薬の種類が入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ 1 種類以上減少している場合に算定 ※退所時 1 回のみ
	外泊時費用	362 円／日	居宅における外泊を認めた場合に算定（外泊初日及び最終日を除く） ※月 6 日間上限
	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800 円／日	退所が見込まれ、当施設の在宅サービスを利用した外泊を認めた場合に算定（外泊初日及び最終日を除く） ※月 6 日間上限
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450 円／回	入所予定 30 日前から入所後 7 日以内に退所後生活する居宅（もしくは他の社会福祉施設）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う場合に算定
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480 円／回	上記（Ⅰ）に加え、生活に関わる機能の具体的な改善目標と退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600 円／回	入所予定 30 日以内または入所後 30 日以内に居宅介護支援事業所と連携して、退所後の在宅サービス等の利用方針を決定し、且つ在宅サービスを利用する場合に、希望する居宅介護支援事業所に診療状況を示す文書を添え、連携して退所後の在宅サービス等の利用に関する調整を行う場合に算定
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400 円／回	退所後在宅サービスを利用する場合に、希望する居宅介護支援事業所に診療状況を示す文書を添え、連携して退所後の在宅サービス等の利用に関する調整を行う場合に算定
	試行的退所時指導加算	400 円／回	退所が見込まれる入所者を試行的に退所させる場合に、退所後の療養上の指導を行った場合に算定
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	500 円／回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合に、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定 ※入所者 1 人につき 1 回のみ
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	250 円／回	医療機関へ退所する入所者について、医療機関へ入所者を紹介する際に、入所者の同意を得て当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定 ※入所者 1 人につき 1 回のみ
	訪問看護指示加算	300 円／回	医師が退所時に当該事業所に訪問看護指示書を交付した場合に算定

(2) その他の料金

③ 居住費／食費

※居住費と食費については、世帯の所得や預貯金額に応じて減額される場合があります。詳しくはお住まいの市区町村へお尋ねください。

	居住費		食 費
	多床室	従来型個室	
負担区分	日 額		
第 4 段階	550 円	1,640 円	1,970 円
第 3 段階②	430 円	1,370 円 (1,470 円)	1,360 円 (1,420 円)
第 3 段階①	430 円	1,370 円	650 円 (680 円)
第 2 段階	430 円	550 円	390 円
第 1 段階	0 円	550 円	300 円

() は 2026.8 月以降の金額です

④ その他の費用 ※印は該当時のみ請求

項 目	金 額	詳 細
教養娯楽費	200 円／日	レクリエーションで使用する材料費等
※理美容代	2,650 円／回	カットのみ
※電気使用料	44 円(税込)／点	ワット数の高い電化製品を使用した場合
※特別室料	2,200 円(税込)／日	該当する療養室を使用した場合
※個室料	1,100 円(税込)／日	
※2 人室料	550 円(税込)／日	
※文書料	5,500 円(税込)／通	各種保険や障害年金用診断書を記載した場合
※予防接種料	実費	インフルエンザ、新型コロナウイルス

日常生活品は外部業者からのレンタルとなります。
詳しくは別紙【入所セットのご案内】をご参照ください。